

## ごみ・資源集積所の設置承認の流れについて (V2)

中津市クリーンプラザ（清掃管理課）

ごみ・資源集積所（以下、集積所と称す）の設置・変更は、承認申請が必要です。集積所の設置承認には、以下の3種類があり、それぞれ必要な申請書類があります。

- ◆一般向け・・・「新規（変更）ごみ・資源集積所承認願」
- ◆集合住宅向け・・・「新規集積所設置箇所申請書」  
「集積ボックス規格申請書」  
「集合住宅（アパート・マンション）及び新規分譲地等のごみ収集承認願」
- ◆独居向け・・・「(独) 新規（変更）ごみ・資源集積所承認願」

事前に中津市クリーンプラザへ問い合わせの上、各種申請書の提出をお願いします。

### 【集積ボックス設置承認の流れ】

| 一<br>般 | 集<br>合 | 独<br>居 | 手 順 内 容                                                                                                                                                                   |
|--------|--------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○      | ○      | ○      | ①中津市クリーンプラザとの協議<br>◆一般／独居：設置場所周辺の地図<br>◆集合住宅等：建築図面・計画図面等で建築物周辺道路状況が記載されたもの<br>及び想定している集積ボックス概要（カタログ等の写し）<br>これらを基に、集積・設置条件の協議を行う。<br>集合住宅等には、本資料次頁の様な集積所（7 分別）仕様を推奨しています。 |
|        | ○      |        | ②協議結果から申請 4-3 にある「新規集積所設置箇所申請書」、「集積ボックス規格申請書」の提出を行う。<br>各申請書の提出がない場合は、収集が出来ませんので注意のこと。                                                                                    |
|        | ○      |        | ③現地確認作業 1（集合住宅建築前）                                                                                                                                                        |
|        | ○      |        | ④申請 4-3 にある「集合住宅（アパート・マンション）及び新規分譲地等のごみ収集承認願」の提出をおこなう。（収集開始される 15 日前までに提出のこと）                                                                                             |
| ○      |        | ○      | ⑤申請 4-2 又は申請 4-4 にある「新規（変更）ごみ・資源集積所承認願」の提出を行う。（収集開始される 15 日前までに提出のこと）                                                                                                     |
|        |        | ○      | ⑥独居の場合は、地元自治委員・地元民生委員との協議を行う。                                                                                                                                             |
| ○      | ○      | ○      | ⑦現地確認作業 2（集積所設置前）                                                                                                                                                         |
| ○      | ○      | ○      | ⑧現地確認作業 3（集積所設置後）                                                                                                                                                         |
| ○      | ○      | ○      | ⑨収集の開始                                                                                                                                                                    |

集積所設置後は、利用者による自主管理をお願いしています。

管理状況によっては、収集を停止する場合があります。

### ＜集積所の収集・設置条件＞

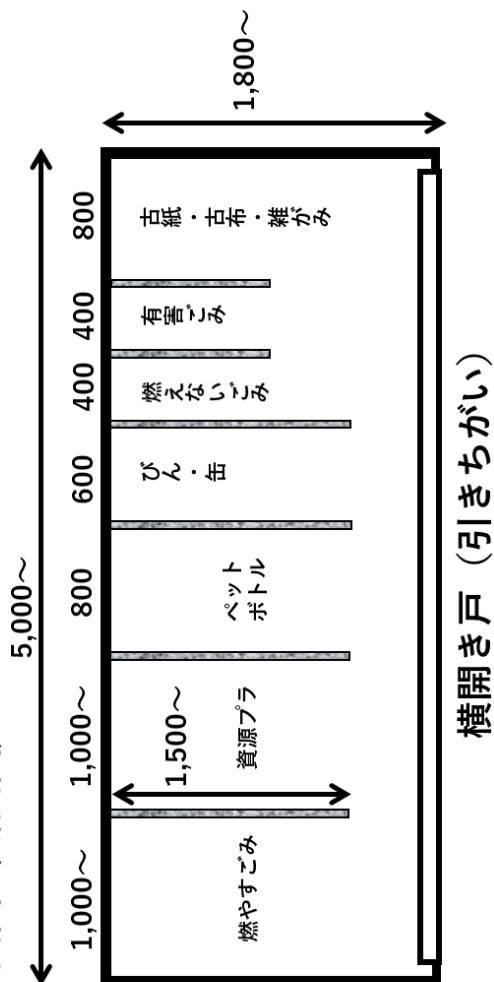
集積所の主要な設置条件を以下に示します。

- ①収集ルート上の道路は確保されているか。
- ②パッカー車がバックを必要としない道であるか。
- ③設置場所は、地権者の承諾が得られているか。
- ④ボックスの大きさは、使用世帯数を想定した大きさか。
- ⑤原則、戸別収集は行っていません。
- ⑥地元自治委員の承諾があるか。（独居の場合は、地元民生委員の承諾も必要です）
- ⑦独居の場合は、自らごみ出しをされる方であること。（協力者がいないこと）
- ⑧ごみの収集コース、道路状況及び収集時における安全性の確保等の諸事情により、承認できない場合は収集位置を変更していただく場合があります。

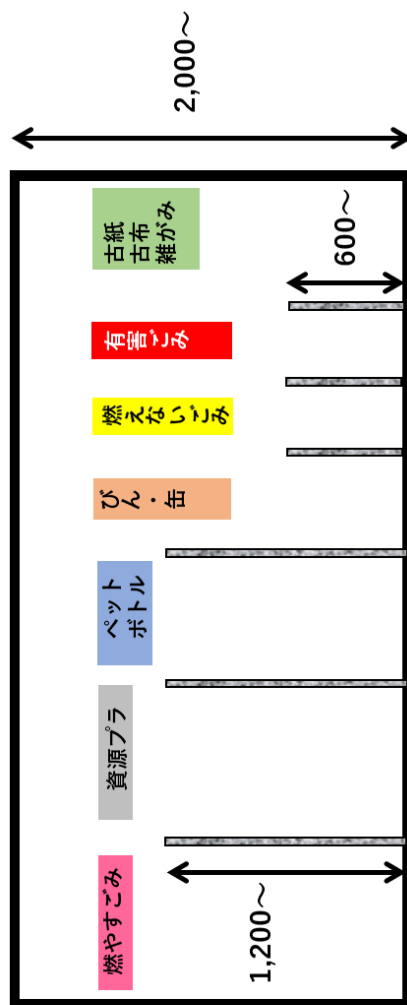
※申請内容に変更等が生じた場合は、申請内容を破棄し承認の取消となります。

## 集合住宅等（アパート・マンション）のごみ・資源集積所設置例（7分別）

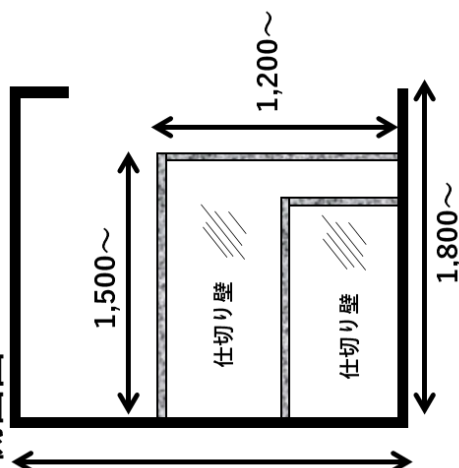
平面図（断面図）



前面図



側面図



※概ね20～25世帯の  
スペースを想定

## 【設置条件】

①分別の種類ごとに仕切り壁を設置してください。  
②種類ごとのスペースは、ごみ・資源ごみの搬出量によって設定してください。

例) 燃やすごみ：1,000mmだと45<sup>リットル</sup>袋＝約36～40袋程度

③小動物が入り出来ない様にしてください。

④前面扉は、横開き戸にしてください。

⑤庫内側面に、分別種類・収集日・注意事項等の  
掲示をお願いします。

※本内容は、アパートにお住いの方々からの声を  
基に協議し作成させて頂きました。

※居住環境を配慮し、部屋に溜めずに適時排出できるように「7分別ごみ・資源集積所」の設置をお願いします。